

松阪市農業農村整備支援用原材料等支給要綱

平成23年3月31日

告示第55号

(趣旨)

第1条 松阪市農業農村整備事業に係る原材料の支給及び建設機械の借上げ（以下「原材料等支給」という。）については、この要綱の定めるところによる。

(支給目的)

第2条 この原材料等支給は、地域住民自らが、農業用施設の改良若しくは補修、小規模災害の復旧又は農村集落の環境整備を行うことにより、農業の振興と農村集落の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 農業用施設 農地の利用又は保全上必要な農道、用排水路等の公共的施設で、その受益戸数が2戸以上であるものをいう。

(2) 農地 現に耕作している田、畑、果樹園をいう。

(3) 農業用施設整備 農業用施設を改修又は補修することをいう。

(4) 小規模災害復旧 降雨、融雪その他異常な天然現象により被災し、機能の全部又は相当部分を失った農地及び農業用施設を原形等に復旧することをいう。

(5) 農村環境整備 農業用施設の安全防護柵、農業用施設を維持管理する上で必要な啓発用の看板等の設置、農村の景観形成等の農村集落の環境を整備することをいう。

(6) 原材料 農業用施設整備事業、小規模災害復旧事業又は農村環境整備事業に要する砂、碎石、セメント、生コンクリート、コンクリート二次製品、塩化ビニル管、木杭、板材、アスファルト合材、鉄筋、土のう袋等をいう。

(7) 建設機械 農業用施設整備事業、小規模災害復旧事業、農村環境整備事業に要するバックホウ、タイヤショベル、ダンプトラック、クローラダンプ等をいう。

(支給対象者)

第4条 原材料等支給を受けることができる団体は、次に掲げる団体（市内に所在するものに限る。）のうち、前条第3号から第5号までに掲げる事業のいずれかを実施するもの（以下「支給対象者」という。）とする。

- (1) 自治会
 - (2) 農家組合
 - (3) 土地改良区
 - (4) 用水組合
 - (5) その他市長が必要と認める団体
- (支給相当額)

第5条 支給する原材料等支給は、40万円を超えない原材料又は建設機械とし、予算の範囲内で支給するものとする。

(支給申請)

第6条 原材料支給等を受けようとするものは、松阪市農業農村整備支援用原材料等支給申請書(様式第1号)に次の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 施工位置図
 - (2) 改修箇所の写真
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- (支給決定)

第7条 市長は、前条の支給申請を受けた場合は、その内容及び改修箇所の現地調査を行い、支給が適当と認めるときは松阪市農業農村整備支援用原材料等支給決定通知書(様式第2号)を申請者に通知するとともに、松阪市農業農村整備支援用原材料等発注書(様式第3号)を支給するものとする。

2 市長は、前項の原材料等支給を決定する場合において、当該原材料等支給の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(変更支給申請)

第8条 原材料等の支給決定後に支給申請の内容を変更(軽微な変更を除く。)しようとするときは、松阪市農業農村整備支援用原材料等変更支給申請書(様式第4号)に、変更内容及び変更理由を確認することができる書類を付して、速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更支給申請を受けた場合は、速やかに審査し、松阪市農業農村整備支援用原材料等変更支給決定通知書(様式第5号)により通知するとともに、必要に応じて、松阪市農業農村整備支援用原材料等発注書(様式第3号)を再支給するものとする。この場合において、当該変更前に支給している発注書を速やかに市長に返還するよう命じるものとする。

(完了報告)

第9条 原材料等支給の決定を受けたもの(以下「受給者」という。)は、事業が

完了した日から30日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、松阪市農業農村整備支援用原材料等支給対象工事完了報告書（様式第6号）に次の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- （1） 完成写真
 - （2） その他市長の定める書類
- （確認）

第10条 市長は、前条の完了報告の提出を受けたときは、書類を審査するとともに実地調査を行い、事業が完了したことを確認するものとする。

（支給の取消し等）

第11条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る原材料等の相当額に関し、取消しの決定の日から期限を定めて、その返還を命じるものとする。

- （1） この要綱の規定に違反したとき。
- （2） 支給決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- （3） 原材料等をその目的外の用途に使用したとき。
- （4） 偽りその他不正な手段により原材料等の支給を受けたとき。
- （5） 事業遂行にあたり、法令上問題があると市長が認めたとき。

2 市長は、前項の取消しを行ったときは、その旨を松阪市農業農村整備支援用原材料等支給決定取消通知書（様式第7号）により受給者に通知するものとする。

（書類の整備等）

第12条 受給者は、この補助事業に係る関係書類を、当該補助事業の属する市の会計年度の翌年から5年間保管しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

松阪市農業農村整備支援用原材料等支給申請書

年 月 日

（宛先）松阪市長

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者名

印

電話

松阪市 町地内において施工する 工事に伴い、下記のとおり原材料等支給を受けたいので、松阪市農業農村整備支援用原材料等支給要綱第6条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

なお、工事中の安全管理については、十分気を付けて施工するとともに、施工中の事故等の発生については、申請者において一切の責任を負います。

記

1. 原材料

材料又は機械名	規格・寸法	数量	摘要

2. 施工位置図

3. 施工工期 着工予定 年 月 日

完成予定 年 月 日

4. 関係書類

改修箇所の写真

松阪市農業農村整備支援用原材料等支給決定通知書

年 月 日

様

松阪市長

印

年 月 日付けで申請のあった松阪市農業農村整備支援用原材料等支給について、下記のとおり支給することになったので、松阪市農業農村整備支援用原材料等支給要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

1. 支給品

材料又は機械名	数量	発注指定業者

2. 用途 _____

3. 発注書 別紙のとおり

4. 発注書の有効期限 年 月 日

5. その他

(1) 完了報告書について

・事業が完了した日から30日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに完了報告書を提出してください。

完了報告書の提出がない場合、今後材料支給を停止する場合があります。

(2) 工事の安全管理等

・工事施工期間中の安全管理については十分に注意し、工事施工中の事故等については申請者において一切の責任を負うこととします。

(3) 申請者負担について

・重機リースの燃料費、生コンクリート等の休日による割増料金につきましては、申請者負担となります。

様式第3号（第7条、第8条関係）

（市控分）

年 月 日

NO



原 材 料 発 注 書

（有効期間： 年 月末日限り）

資材名：

数 量：

用 途：

上記資材を 様にお渡しください。
なお、請求書は農村整備課まで送付してください。

様

TEL

松阪市農林水産部農村整備課長

TEL：53-4126（農村整備係）

（管理者→業者→市）

年 月 日



原 材 料 発 注 書

（有効期間： 年 月末日限り）

資材名：

数 量：

用 途：

上記資材を 様にお渡しください。
なお、請求書は農村整備課まで送付してください。

様

TEL

松阪市農林水産部農村整備課長

TEL：53-4126（農村整備係）

松阪市農業農村整備支援用原材料等変更支給申請書

年 月 日

（宛先）松阪市長

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者名

Ⓜ

電話

年 月 日付けで支給決定のあった松阪市農業農村整備支援用原材料等支給について、下記のとおり変更したいので、松阪市農業農村整備支援用原材料等支給要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 変更後の原材料又は建設機械

材料又は機械名	規格・寸法	数量	摘要

2. 変更の理由

3. 関係書類

松阪市農業農村整備支援用原材料等変更支給決定通知書

年 月 日

様

松阪市長

印

年 月 日付けで変更申請のあった松阪市農業農村整備支援用原材料等支給について、下記のとおり変更し、支給することに決定したので、松阪市農業農村整備支援用原材料等支給要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

1. 変更後の支給品

材料又は機械名	数量	発注指定業者

2. 用途 _____

3. 発注書 別紙のとおり

4. 発注書の有効期限 年 月 日

5. その他

(1) 完了報告書について

・事業が完了した日から30日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに完了報告書を提出してください。

完了報告書の提出がない場合、今後材料支給を停止する場合があります。

(2) 工事の安全管理等

・工事施工期間中の安全管理については十分に注意し、工事施工中の事故等については申請者において一切の責任を負うこととします。

(3) 申請者負担について

・重機リースの燃料費、生コンクリート等の休日による割増料金につきましては、申請者負担となります。

松阪市農業農村整備支援用原材料等支給対象工事完了報告書

年 月 日

（宛先）松阪市長

報告者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者名

㊞

電話

年 月 日付けで支給決定のあった松阪市農業農村整備支援用原材料等支給について、松阪市農業農村整備支援用原材料等支給要綱第9条の規定により、次の関係書類を添えて完了報告します。

記

1. 申請年月日

2. 工事名

3. 工事の場所

4. 工期 着工 年 月 日
完成 年 月 日

5. 添付書類

完成写真

松阪市農業農村整備支援用原材料等支給取消通知書

平成 年 月 日

様

松阪市長

印

年 月 日付けで支給決定の通知をした松阪市農業農村整備支援用原材料等支給について、松阪市農業農村整備支援用原材料等支給要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり支給決定を取り消したので、同条第2項の規定により通知します。

なお、当該取消しに係る原材料等の相当額については、同条第1項後段の規定により年 月 日までに返還してください。

記

1. 取消理由

2. 返還額

円

